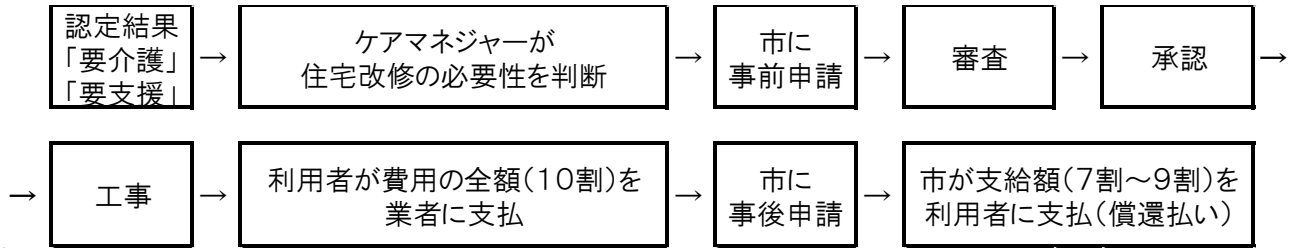


介護保険住宅改修費の支給申請について

《要介護認定において「要介護」もしくは「要支援」と認定された方》



○工事前に申請が必要です。事前申請をし、審査を経て承認が下りた際に、被保険者に承認通知をお送りします。事前申請をしてから承認が下りるまで、2週間程度かかります。必ず承認が下りてから工事をしてください。

○工事後は事後申請が必要です。支給が決定した際に、被保険者に支給決定通知をお送りします。事後申請をしてから支給額の振込まで、1か月程度かかります。

○老朽化・故障に伴う工事、新築に伴う工事は対象外です。

○申請内容、工事内容の確認のために、現地調査をさせていただく場合があります。

○工事を検討するときは、複数の業者から見積もりをとることをおすすめします。

【支給限度額】20万円（限度額を超えた金額は自己負担となります。）

《事前申請 必要書類》

1. 住宅改修費支給申請書

2. 住宅改修の承諾書

住宅の所有者が被保険者と異なる場合は必要です。

マンション等の集合住宅の場合は管理規程をご確認ください。

3. 委任状 振込先の口座が被保険者名義でない場合は必要です。

4. 住宅改修が必要な理由書

ケアマネージャーもしくは福祉住環境コーディネーター1級、2級、理学療法士、作業療法士の有資格者が作成できます。ケアマネージャー以外が作成する場合は、初回のみ資格証の写しを添付してください。

5. 工事の見積書

手数料は支給の対象外です。

6. 平面図・立面図

7. 日付が入った改修前の写真※

《事後申請 必要書類》

1. 介護保険住宅改修完了報告書

2. 領収証（原本）

3. 日付が入った改修後の写真※

注意 事前申請と内容が変更になる場合は、工事前に市へご相談ください。

変更内容によってお手続きが異なります。

※写真について

- ・カメラに日付機能がない場合は、ボード等に日付を記入し、改修箇所に挿入した写真を添付してください。
- ・段差解消工事の場合は、改修前後の高さが分かるように、メジャーをあてた写真を添付してください。

○ご不明な点はお問い合わせください。

東久留米市役所 福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係

電話番号 042-470-7750（直通）

FAX番号 042-470-7808